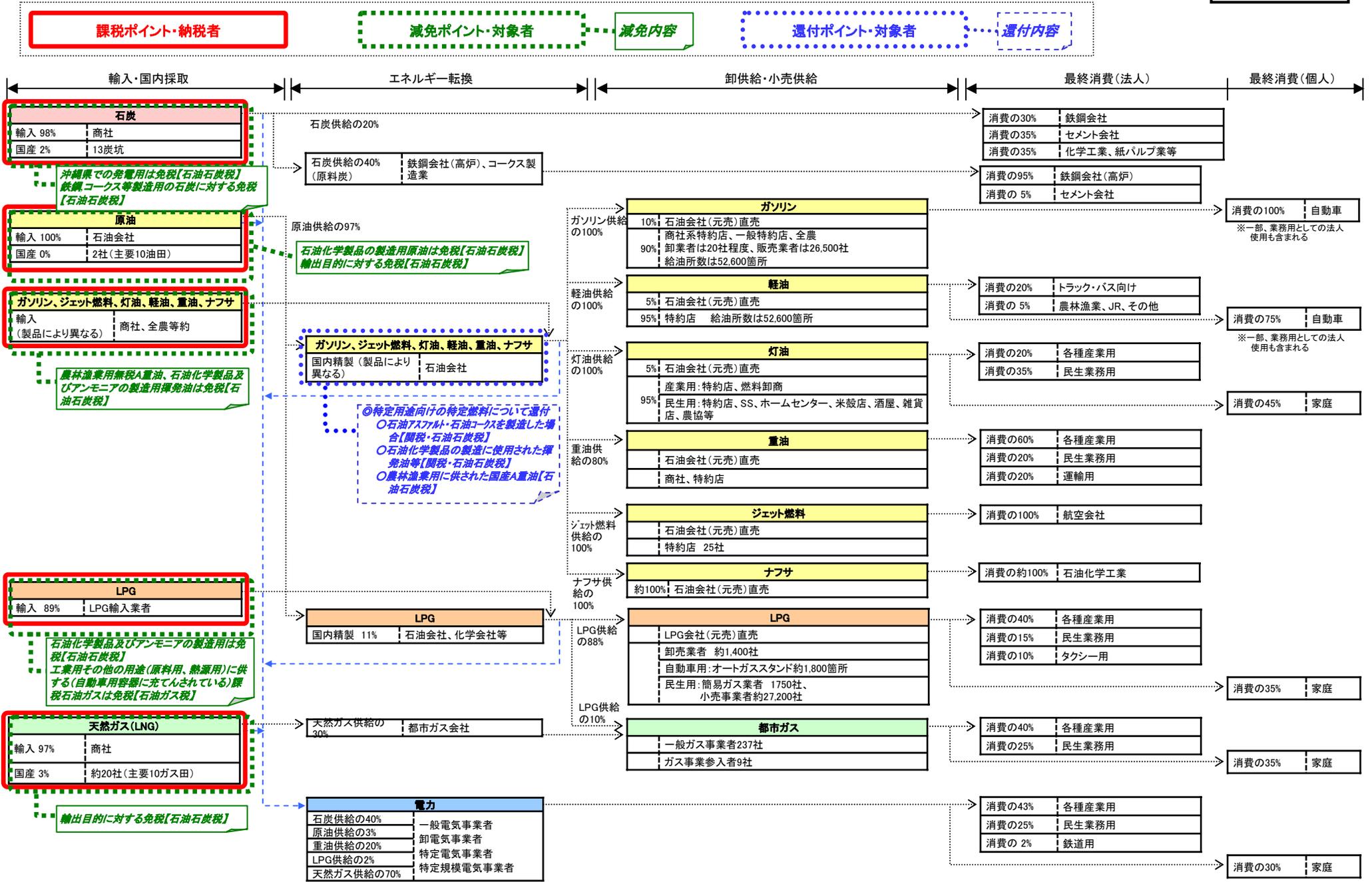


関税・石油石炭税(最上流課税)の課税と減免・還付

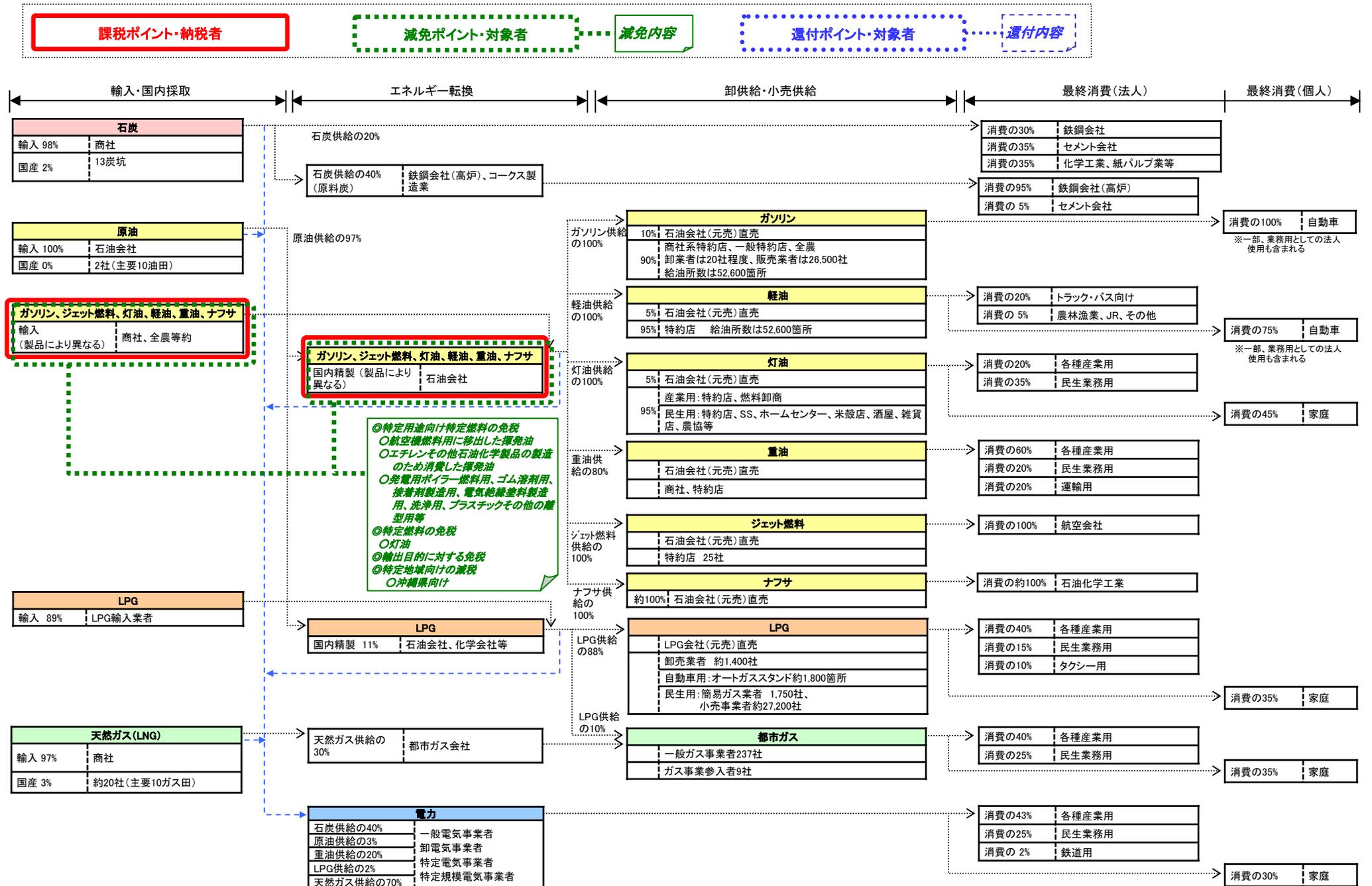
既存エネルギー関連税制における課税段階と減免・還付の現状(未定稿)

資料3-2

※一部石油ガス税含む。また関税の課税対象は原油及び石油製品(発電用揮発油、原料用LPGを除く)。

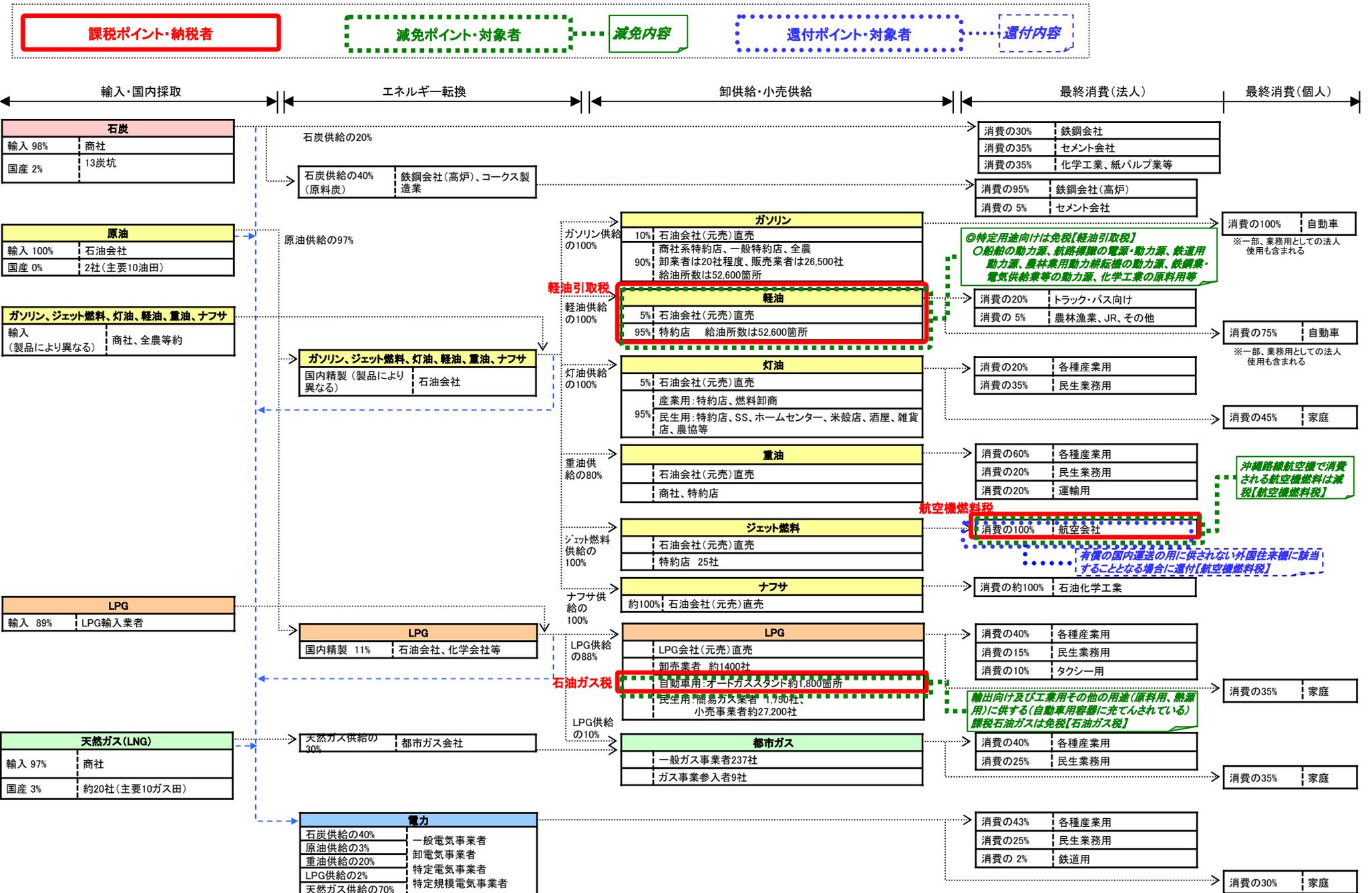


揮発油税(上流課税)の課税と減免・還付



軽油引取税・航空機燃料税(下流課税)の課税と減免・還付

※一部石油ガス税含む。



既存エネルギー関連税制における課税と減免・還付の現状

下図で、納税(徴税)義務者と減免・還付対象のリンクを矢印で結んで表示している。
 納税義務者と減免対象者は同一であることが多いが、納税義務者と還付対象者が異なっている場合がある。
 輸出目的又は特定用途を対象した減免・還付はあるが、一定の条件を満たす(消費)者を対象とした減免・還付の事例はない。

者	納税(徴税)義務	減免対象	還付対象
保税地域からの引き取り者・採取者	同左 【関税、石油石炭税、揮発油税、石油ガス税】	<ul style="list-style-type: none"> ◎輸出目的に対する免税【石油石炭税、揮発油税】 ◎特定用途向け特定燃料の免税 <ul style="list-style-type: none"> ○石油化学製品の製造用原油【石油石炭税】 ○農林漁業用無税A重油等【石油石炭税】 ○石油化学製品及びアンモニアの製造用LPG【石油石炭税】 ○工業用その他の用途(原料用、熱源用)に供する(自動車用容器に充てんされている)課税石油ガス【石油ガス税】 ○航空機燃料用、発電用ボイラー燃料用、ゴム溶剤用、接着剤製造用、電気絶縁用、洗浄用等の揮発油【揮発油税】 ◎特定燃料の免税 <ul style="list-style-type: none"> ○灯油【揮発油税】 ◎特定地域・特定用途向け特定燃料の免税 <ul style="list-style-type: none"> ○沖縄県での発電用石炭、鉄鋼、コークス等製造用の石炭【石油石炭税】 	
製造者(移出・消費)	同左 【揮発油税】	<ul style="list-style-type: none"> ◎輸出目的に対する免税【揮発油税】 ◎特定用途向け特定燃料の免税 <ul style="list-style-type: none"> ○航空機燃料用に移出した揮発油【揮発油税】 ○エチレンその他石油化学製品の製造のため消費した揮発油【揮発油税】 ○発電用ボイラー燃料用、ゴム溶剤用、接着剤製造用、電気絶縁塗料製造用、洗浄用、プラスチックその他の離型用等【揮発油税】 ◎特定燃料の免税 <ul style="list-style-type: none"> ○灯油【揮発油税】 ◎特定地域向けの減税 <ul style="list-style-type: none"> ○沖縄県向け【揮発油税】 	<ul style="list-style-type: none"> ◎特定用途向け特定燃料について還付 <ul style="list-style-type: none"> ○石油アスファルト・石油コークスを製造した場合【関税、石油石炭税】 ○石油化学製品の製造に使用された揮発油等【関税、石油石炭税】 ○農林漁業用に供された国産A重油【石油石炭税】
卸売・小売者	同左 【石油ガス税、軽油引取税】	<ul style="list-style-type: none"> ◎特定用途向け特定燃料の免税 <ul style="list-style-type: none"> ○船舶の動力源、航路標識の電源・動力源、鉄道用動力源、農林業用動力耕耘機の動力源、鉄鋼業・電気供給業等の動力源、化学工業の原料用等の軽油【軽油引取税】 ○工業用その他の用途(原料用、熱源用)に供する石油ガス【石油ガス税】 	
最終消費者	同左 【航空機燃料税】	<ul style="list-style-type: none"> ◎特定用途向け特定燃料の減税 <ul style="list-style-type: none"> ○沖縄路線航空機で消費される航空機燃料【航空機燃料税】 	<ul style="list-style-type: none"> ◎特定用途向けの特定燃料について還付 <ul style="list-style-type: none"> ○有償の国内運送の用に供されない外国往来機に該当することとなるジェット燃料【航空機燃料税】

※納税義務者は免税・還付がある税制のみを抽出している
 ※軽油引取税は消費者が納税義務者であるが、特約業者等の特別徴収義務者が徴収・納税している。

既存関連税制の非課税・減免・還付制度について

	石油石炭税	揮発油税	石油ガス税	軽油引取税	航空機燃料税	電源開発促進税
納税義務者	(1) 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者 (2) 原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭(以下「原油等」)を保税地域から引き取る者	(1) 揮発油の製造者 (2) 揮発油税を保税地域から引き取る者	(1)石油ガスの充てん者 (2)石油ガスを保税地から引き取る者	(1) 特約業者又は元売業者から軽油の現実の納入を伴う引取りを行う者 (2) 軽油に軽油以外のものを混和して製造された軽油を販売した者 (3) 製造した軽油を消費又は譲渡した特約業者及び元売業者以外の者 (4) 自動車の燃料として軽油以外の燃料油を販売又は消費した者 (5) 軽油の輸入をした特約業者及び元売業者以外の者	(1) 原則航空機の所有者(使用者の場合有り) (2) 発動機の整備又は試運転を行う者	一般電気事業者
申告及び納付等	(1) 採取者は、その月中に採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭の課税標準、税額等を記載した申告書を翌月末日までに [※] 納税地(採取場の所在地)の所轄税務署長に提出し、同日までに納付。 ※ 国税庁長官より納税地として承認を受けたときは、承認を受けた場所。 (2) 保税地域から引き取る者とする者は、輸入申告に併せて引き取る原油等の課税標準、税額等を記載した申告書を保税地域の所轄税関長に提出し、引き取るまでに納付。 ※ 国税庁長官の承認を受けた者は、保税地から引き取った月の翌月末日までに指定を受けた場所に申告納付することができる。 ○納期限の延長措置有り	(1) 製造者は製造場ごとに毎月、移出した揮発油の数量、税額等を記載した申告書を翌月末日までに、製造場の所轄税務署長に提出し、同日までに納付。 (2) 保税地域から引き取る者とする者は、関税法上の輸入申告に併せて引き取る揮発油の数量、税額等を記載した申告書を保税地域の所轄税関長に提出し、当該揮発油税を引き取るまでに納付。 ○納期限の延長措置有り	(1)充てん者は、充てん場ごとに毎月、移出した課税石油ガスの重量、税額等を記載した申告書を翌月末日までに、当該充てん場の所轄税務署長に提出し、申告書提出日から1月以内までに納付。 (2)保税地域から引き取る者とする者は、引き取る課税石油ガスの重量、税額等を記載した申告書を保有地域の所轄税関長に提出し、引き取るまでに納付。 ○納期限の延長措置有り	(1) [※] 特別徴収義務者が毎月末日までに前月分の納入申告書を都道府県知事に提出し同時に納入。 ※ 都道府県条例で指定登録された特約業者、元売業者等。 (2) (1)以外の者については、原則毎月末日までに前月分の申告書を都道府県知事に提出し同時に納付。 ○納期限の延長措置有り	(1) 各月の航空機燃料税の課税標準数量、税額(控除税額を含む)等を翌月末日までに [※] 納税地(原則航空機燃料の積込み場所)の所轄税務署長に申告し、同日までに納付。 ※ 国税庁長官より納税地として承認を受けたときは、承認を受けた場所。 ○納期限の延長措置無し	毎月の販売電気及び自家消費電気の電力量、税額等を記載した申告書を翌月末日までに所轄税務署長に提出し同日までに納付 ○納期限の延長措置無し

	石油石炭税	揮発油税	石油ガス税	軽油引取税	航空機燃料税	電源開発促進税
非課税・ 減免・還付 等の対象	<p><u>〔未納税移出免除〕</u> 採取者が採取場から輸出するため、その他やむを得ない事情があるため税務署長の承認を受けて蔵置場等へ移出した場合</p> <p><u>〔輸出免除〕</u> 輸出する目的で採取場から移出する場合</p> <p><u>〔税額控除及び還付〕</u> 移出又は引き取られた原油、ガス状炭化水素又は石炭が、消費されずに再び採取場に戻し入れられた場合等</p> <p><u>〔未納税引取り免除〕</u> 原油等を船用品又は機用品として日本の船舶又は航空機に積み込むため保税地域から引き取る場合（輸徴法）</p> <p><u>〔特定用途免税〕</u> (1) 石油化学製品製造用の特定輸入原油等のうち、H18.3.31 までに保税地域から引き取られた場合（租特法） (2) 鉄鋼、コークス又はセメント製造用に使用する石炭を H17.3.31 までに保税地域から引き取る場合（租特法）</p> <p><u>〔特定用途還付〕</u> (1) H18.3.31 までに、課税済みの原油等から製造された国産の特定揮発油を原料に用いて石油化学製品を製造した場合、当該揮発油の製造者に還付（租特法） (2) H18.3.31 までに、課税済みの原油等から製造され</p>	<p><u>〔未納税移出免除〕</u> 製造者が他の製造場へ移出する場合</p> <p><u>〔未納税引取り免除〕</u> 保税地域から製造場へ移出する場合</p> <p><u>〔輸出免除〕</u> 輸出する目的で移出（引取り）する場合</p> <p><u>〔灯油免除〕</u> 灯油に該当するものを製造場から移出（引取り）する場合</p> <p><u>〔航空機燃料用免税〕</u> 航空機燃料に供される場所へ移出する場合</p> <p><u>〔特定用途免税〕</u> 石油化学製品の製造用、発電用ボイラーの燃料用、ゴムの溶剤用等に使用する場合（租特法）</p> <p><u>〔税額控除及び還付〕</u> 移出又は引き取られた揮発油が、消費されずに再び製造場に戻し入れられた場合等</p>	<p><u>〔輸出免除〕</u> 充てん者が輸出する目的で充てん場から移出する場合</p> <p><u>〔特定用途免除〕</u> (1) 工業用その他特定の用途のために移出する場合 (2) 工業用その他特定の用途のために保税地域から引き取る場合</p> <p><u>〔税額控除及び還付〕</u> 移出又は引き取られた課税石油ガスが、消費されずに再び充てん場に戻し入れられた場合等</p>	<p><u>〔課税免除〕</u> (1) 本邦から輸出する場合 (2) 船舶の使用者が、船舶の動力源に使用する場合 (3) 海上保安庁、自衛隊等が公用及び公共の施設等の電源又は動力源に使用する場合 (4) 鉄道事業、軌道事業を営む者等が、鉄道用車両又は軌道用車両等の動力源に使用する場合 (5) 農林業を営む者が、動力耕うん機等の動力源に使用する場合 (6) 陶磁器製造業、木材加工業等を営む者が、製造工程における焼成又は乾燥の用途等に使用する場合</p> <p><u>〔還付〕</u> 引取が行われた軽油が販売契約の解除により返還された場合及び免税用途に使用された場合。</p>	<p><u>〔非課税〕</u> (1) 本邦と外国との間を往來する航空機で有償の国内運送の用に供されない航空機に積み込む場合 (2) 揮発油税及び地方道路税が課された又は課されるべきことが明らかにされている航空機燃料</p> <p><u>〔税額控除及び還付〕</u> (1) 航空機に積み込んだ航空機燃料が取り卸された場合 (2) 有償の国内運送の用に供されない外国往來機に該当することとなる場合</p>	無し

	石油石炭税	揮発油税	石油ガス税	軽油引取税	航空機燃料税	電源開発促進税
	<p>た国産A重油を農林漁業用に購入した場合、当該重油の製造者に還付(租特法)</p> <p>(3) H17.3.31 までに、課税済みの原油等から製造された石油アスファルト等を製造場から移出し、又は消費した場合、当該製造者に還付(租特法)</p>					
減免・還付等の方法(タイミング含)	<p><u>[未納税移出免除]</u> 原則として明細書等を納税申告書に添付(移入した者も移入した場所の所轄税務署長に明細書等を提出)</p> <p><u>[輸出免除]</u> 原則として輸出証明書を申告書に添付</p> <p><u>[税額控除及び還付]</u> 戻し入れ日の翌月以降に申告</p> <p><u>[未納税引取り免除]</u> 保税地域の所轄税関長の承認</p> <p><u>[特定用途免税]</u> 保税地域の所轄税関長の承認</p> <p><u>[特定用途還付]</u> (1)について 石油化学製品が製造されたこと等の確認が行われた後1年以内に確認済書を添付し申請 (2)について 購入された日から1年以内に証明書等を添付し申請 (3)について 石油アスファルト等を移出し、又は消費した後1年以内に申請</p>	<p><u>[未納税移出免除]</u> 原則として明細書等を申告書に添付(移入した者も移入した場所の所轄税務署長に明細書等を提出)</p> <p><u>[輸出免除]</u> 原則として輸出証明書を申告書に添付</p> <p><u>[未納税引取り免除]</u> 保税地域の所轄税関長の承認</p> <p><u>[灯油免除]</u> 保税地域の所轄税関長の承認</p> <p><u>[航空機燃料用免税]</u> 原則として明細書等を申告書に添付(引取りの場合は所轄税関長の承認)</p> <p><u>[特定用途免税]</u> 消費、移出等に関する明細書等を申告書に添付</p> <p><u>[税額控除及び還付]</u> 戻し入れ日の翌月以降に申告</p>	<p><u>[輸出免除]</u> 原則として輸出証明書を申告書に添付</p> <p><u>[特定用途免除]</u> (1)について 明細書等を申告書に添付 (2)について 保税地域の所轄税関長の承認</p> <p><u>[税額控除及び還付]</u> 戻し入れ日の翌月以降に申告</p>	<p><u>[課税免除]</u> 都道府県知事の承認</p> <p><u>[還付]</u> 証するに足る書類を添付し申請</p>	<p><u>[非課税]</u> (1)について 関税法第23条第1項若しくは第2項(船用品又は機用品の積込み等)の規定により、原則税関に申告 (2)について 当該揮発油を譲渡した者が交付した書類で証明。</p> <p><u>[税額控除及び還付]</u> (1)について 取卸し日の翌月以後に申告。 (2)について 航空機に課税済航空機燃料が現存するとき、当該航空機燃料が取り卸されたものとみなす。</p>	